

訴 状

平成18年12月15日

大阪地方裁判所 御中

怠る事実の確認請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

被告 和泉市長 井坂善行

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725 - 41 - 1551

FAX 0725 - 45 - 9352

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

1 被告和泉市長が、前和泉市監査委員池野透への不当利得返還請求を怠ることは違法であることを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告は、和泉市の住民である。

2 被告井坂善行は、和泉市の市長である。

第2 本訴訟の意義について

本訴訟は、和泉市の前監査役池野透が原告が請求した別件平成18年4月5日付けの議員への訃報提供に関する住民監査請求(以下訃報監査という)に関し、必要な監査を実施せず、他の自治体の監査結果をコピーして監査委員の判断とした。これらの行為は監査委員の職務放棄に等しく、市政を監査する立場の監査委員にとってあるまじき行為であり、監査に対する信頼を失墜させた責任は極めて大きい。

しかしながら、現監査委員はかかる重大な問題であるにも拘わらず、通常行われる監査と何ら変わることが無いとして、その重大性を全く認識していない。このような状態を許せば、再びこのような異常な監査が行われる可能性があり、かかる監査が今後再び起こらないよう提訴するものである。

第3 一連の経緯

- ・平成18年4月5日 原告が訃報監査を請求
- ・平成18年6月1日 和泉市監査委員より監査結果が通知(請求棄却)
- ・平成18年9月15日 原告が前記監査が不当として監査委員の報酬返還を求め監査請求
- ・平成18年10月2日 監査結果の通知(請求却下)
- ・平成18年10月11日 請求却下が不当として、一部補正を加え再度監査請求(甲第1号証)
- ・平成18年11月16日 監査結果の通知(請求却下)(甲第2号証)
- ・平成18年12月15日 本件提訴

第4 訃報監査の違法性について

ア 監査委員の職責

地方自治法第196条では

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。

同じく198条の3第1項では

監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

とされており、監査に当たっては公正を旨とし、自らの能力を最大限に発揮し、全力をもって、これにあたることを期待されている。

イ 他の自治体の監査結果をコピー

ところが、訃報監査の監査結果を見ると、監査の主要な部分に、他の自治体の監査結果を殆どそのまま不当にコピーした。(コピー箇所次頁表参照)

更に内容を詳しく見ると、

東京都監査結果をコピーしたP5 15 - 23行の部分は監査事務局の役割について意見陳述の結果をまとめたものであるが、関係部局の意見陳述ではその様

な陳述はなく、監査の捏造である。仮に別途そのような事情聴取があったとしても、それが他の自治体のそれと一字一句同じになる道理がない。

<コピー箇所> (甲第2号証 事実証明その2)にコピー部分を下線で示す。

監査項目	和泉市監査結果	東京都監査結果	北見市監査結果
議会事務局の役割	P5 15 - 23 行	P4 3 - 11 行	
監査委員の判断	P6 27 - 31 行	P6 1 - 5 行	
	P7 1 - 5 行	P7 7 - 10 行	
	P7 10 - 14 行	P7 10 - 15 行	
	P7 19 - 36 行		P4 20 - 40 行の一部
	P8 1 - 17 行		P5 2 - 20 行
	P8 22 - 37 行		P5 22 - 41 行の一部

ウ 監査委員の職責違反及び不法行為

監査に当たって他の自治体の監査結果を参照し、一部転用することが許される事は論をまたない。しかしながら前記コピー部分は監査委員の主張の中核をなす部分であり、裁判でいえば判決理由に相当するものである。

当該部分は議長の職務権限、市長の権限との関係、議長の職務命令と財務会計行為との関連等であり、本件請求の判断に大きく影響する部分である。且つ事案の内容及び監査委員の判断や考え方によるところが大きな部分でもある。これが他の自治体の監査結果の殆ど丸写しであるということは、当該監査が全く意味をなさないことになる。

本件丸写しは、コピーされた自治体の了解を得ずしておこなわれたもので、真義にもとる行為である。又通常は引用していることを明示すべきであるが、このような丸写しがわかることを監査結果で明らかにすることは本件監査の信用に関わ

ることで、到底なしえないことである。即ち監査関係者以外は知るべきがないことを良いことに、これらの行為をおこなったもので、請求者をはじめ市民を愚弄するに他ならない。

更にありもしない関係部局の陳述を監査結果に記述することは論外である。

又、監査結果の 7 頁(1)の「議会事務局が公費で葬儀情報を議員に提供していることについて」の項で、その項は大半が東京都の監査結果のコピーであるが、6 行目から 10 行目にかけて独自の意見を挿入したため、12 行の末尾の「と説明している。」の主語が欠落する失態を犯している。必要な推敲を怠ったことは明らかで、心血を注いで行った市民の住民監査請求に対する真摯な態度のかけらも見られない。

監査委員は独立した地位が保障され、人格識見とも優れた人物がこれを担うことにより、公正中立をもって市の行政のチェック機能を果たすことが期待されており、これに反する行為は、住民の市政への直接参加の権利を具現化する住民監査請求制度を蔑ろにする極めて重大な背信行為であり、監査委員の職責放棄そのものであり不法行為にあたる。

どのような監査を行うかについては監査委員に一定の裁量が認められるものの、以上述べたような不真面目な監査は到底裁量の範囲とは言えない。

第五 不当利得及びその返還請求権について

前項で述べた異常な監査は、通常人が市政を監視すべき立場の監査委員に抱く感覚から殆ど予想されないような失態であり、本件監査に係わる職責を放棄したに等しく、監査の信頼を失墜させた責任は重大である。

本件監査委員は、地方自治法第 203 条第 1 項の非常勤の監査委員として任用されたもので、その報酬は和泉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にて定められている。

地方自治法第 203 条第 1 項の非常勤職員は同条第 2 項で、その報酬は勤務日

数に応じて支給するとしている。但し条例で別の定めをしたときはこの限りでないとなっている。

本件監査委員の報酬は、この但し書きに基づき和泉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例にて、月額97,000円と月額にて報酬を支給している。

監査委員の行う監査・審査・検査の内容と根拠法令は以下のとおりである。

フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9B%A3%E6%9F%BB%E5%A7%94%E5%93%A1>

より

住民の直接請求による事務監査(地方自治法第75条1項)

議会の要求による事務監査(地方自治法第98条2項)

財務監査(定期監査)(地方自治法第199条1項、4項)

財務監査(随時監査)(地方自治法第199条1項、5項)

行政監査(地方自治法第199条2項)

請願の措置としての監査(地方自治法第125条)

財政援助団体等監査(地方自治法第199条7項)

長の要求(地方自治法第199条6項)

決算審査(地方自治法第233条2項)

月例現金出納検査(地方自治法第235条の2、1項、3項)

指定金融機関等の監査(地方自治法第235条の2、2項、3項)

基金運用審査(地方自治法第241条5項、6項)

住民監査請求(地方自治法第242条1項)

職員の賠償責任監査(地方自治法第243条の2第3項)

国の監査に関する協力等(地方自治法第246条の4)

と極めて広範なものであり、それに伴う職務上の義務及び責任、及びその地位を考え、その職務及び責任に対する対価として月額報酬としたものと解せられる。

(監査委員報酬返還請求事件 平成14年(行ウ)第155号 大阪地裁
平成17年7月7日判決 参照)

この点から本件の不当な監査を見てみると、本件住民監査請求に関してその職務と責任を果たしたとは到底考えられなく、従ってその対価は存在しないと評価できる。このような、あってはならない監査に対して、その職にある事のみを理由に、且つ条例上報酬を支給しないことや、減額する規定が無いことを理由に正規の月額報酬の満額を支給することは、通常人の理解できる範囲を遙かに超え、正義にも反することとなる。

よって、該当監査期間について監査委員に報酬を支給することは違法であり、且つその様な報酬を受領することは、その限りにおいて不当利得を得たものであり、和泉市はその返還の権利を有する。

本不当利得返還請求権は債権であり、これを行使すべき義務を負い、行使するか否かの裁量権は有しない。

第六 不当利得額

監査委員は住民監査請求以外にも多くの監査業務がある。従って本件監査に関し支給が違法としても、その期間全ての報酬が不当利得とは解し得ない。しかしながら住民監査請求の監査には多くの時間を要するのも事実である。従って本件監査請求の期間二ヶ月の半分の一ヶ月についての報酬が違法な支給と見なし、識見を有する者の中から選任された監査委員の報酬月額一ヶ月分 97,000 円を不当利得とする。

第七 住民監査請求

原告は、平成18年9月15日 訃報監査が不当として監査委員の報酬返還を求め監査請求を行った。それに対し、和泉市監査委員から平成18年10月2日付けで、住民監査請求の対象にならないとした却下の通知を受領した。

地方自治法第242条第4項では、

第1項の規定による請求があった場合においては、監査を行い、……とあり、監査を行わねばならない規定はあるが、これを行わない(却下)の規定は存在しない。行政実例(昭和23.10.12)では法定の要件に不備があれば受理すべきでないとされている。

この法定の要件について、原告は法定の要件の不備とは請求者がその自治体の住民でないとか、事実証明が添付されていないとか、明らかに請求期限を過ぎている等の請求の手続きが明瞭に違法である場合に限るべきであり、これらの外形的な要件を満足するときは原則として請求を受理すべきと考える。

この考えは、事件番号 平成1(行ツ)68 事件名 違法支出金補填
裁判年月日 平成2年06月05日 法廷名 最高裁判所第三小法廷 における
裁判官園部逸夫の反対意見に基づくものである。

< 裁判官園部逸夫の反対意見 >

地方自治法(以下「法」という。)の住民監査請求に関する規定を通覧すると、住民監査請求の手続は、行政不服審査法所定の不服申立て(以下「審査請求」という。)の手続等の場合と異なり、簡易かつ略式の方式で、住民が監査委員に対し、監査の請求をすることができることを予定したものと解するのを相当とする。したがって、住民監査請求については、請求の要件を欠くという理由で直ちに却下することなく、可能な限り、請求を受理して、その内容について監査をし、請求の理由の有無について判断した上、法二四二条三項の定める応答措置を行うべきであり、請求の趣旨も理由も全く不明瞭で監査請求書として受理することが困難な場合に限り、これを返戻することができるのと解するのが、住民監査請求制度の趣旨に沿うものというべきである。そして、もし、住民監査請求について、却下の措置がとられた場合、裁判所としては、住民監査請求が所定の方式で行われているものである限り、右却下を不服として提起された住民訴訟については、法二四二条の二第一項に基づき、「前条第一項の規定による請求をした場合において」、「監査委員が同

条第三項の規定による監査(中略)を同条第四項の期間内に行なわないとき」にされた住民訴訟の請求と解すべきであると考え

即ち、橋にも棒にもかからないものはともかくとして、一定の要件を満足する請求についてはこれを受理すべきとしている。

これを本件に当てはめると原告請求した住民監査請求は何れも却下の条件に当てはまらず、監査委員が監査を行うべき適法な監査請求である。

そこで原告は最高裁判例平成10年(行ツ)第68号・損害賠償請求事件の以下の判決に従い平成18年11月11日に再度の監査請求を行った。

監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして、直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである。

しかし、和泉市監査委員は再度の監査請求に対しても、平成18年11月16日付けで再び却下の通知を行った。

再度の監査請求の却下についても、一回目と同様却下の条件に当てはまらないと同時に、却下の理由についても到底納得出来るものではない。

以上から今回の住民監査請求は何れも適法なものであり、適法な監査請求を却下した場合は、住民訴訟の出訴期間は再度の住民監査請求から30日とするとの同最高裁判例に従い、本件訴訟を提訴した。

第八 結論

以上、被告和泉市長は前監査役池野透に対する不当利得返還請求件を有するところ、この請求怠っているので、地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき怠る事実の確認を求める。

添付書類

甲第1号証・・・住民監査請求について(通知)和泉監第64号・写し

甲第2号証・・・和泉市職員措置請求書(再監査請求)・写し